

平成 21 年度第 1 回松阪市環境パートナーシップ会議

日時 平成 21 年 5 月 25 日(月) 午後 2 時～午後 5 時 10 分

場所 嬉野保健センター 大会議室

出席者

28 名

会長

朴 恵淑(三重大学学長補佐)

市民 3 名

坂下喜代一、滝本玲子、林田 淑

市民団体 6 名

飯南地区生ゴミ堆肥化研究グループ(結城)、魚町一の会(石村)、嬉野アイリス(小坂)、みえ自然・文化財保護サークル(粕谷)、三雲アイリス(中村)、三雲食生活改善推進連絡協議会(市川)

事業者・商工会他 10 名

株式会社アンジェロ、生活協同組合コープみえ、セントラル硝子株式会社、株式会社第三銀行、東海ゴム株式会社、パナソニックエレクトロニックデバイス株式会社、マックスバリュ中部株式会社、松阪農業公園ベルファーム、松阪西部商工会、松阪北部商工会

オブザーバー

三重県松阪農林商工環境事務所(2 名)

ゲスト

三重県地球温暖化対策室(2 名)

事務局 4 名

橋本環境部長、三田環境課長、山口環境推進担当主幹、垣本



議事の内容

1. 部長あいさつ

2. 自己紹介

3. 規約(案)について

※事務局より訂正箇所の説明

- 会長 : 第 9 条 1 項で、「会長は会議の議長となる」と明記してあることから、第 10 条 4 項の「議長」は「会長」という意味でよいのか？
- 会員 : ここでは全体会としているので、「議長」でいいと思う。また、委任状についての議論はされたのか？
- 会長 : 当然、委任状は会長に委ねられるので、議論はしていない。
- 会員 : 会員は個人なのか、それとも団体なのか？会員になるための条件、例えば松阪市在住とか、そういった条件はあるのか？また、運営委員会やプロジェクト会議などの会議と、環境パートナーシップ会議との関連図があるとわかりやすい。第 11 条 3 項の「大会」は「全体会」のことではないのか？
- 会長 : 全体の関係がわかるイメージ図があるとわかりやすい。会員になるための条件については議論していない。

- 事務局 : 組織図は、前回お渡しした資料P8に示してある。会員については、松阪市在住の方はもちろんだが、それ以外で松阪市に勤務されている方が希望した場合も断るつもりはない。
- 会長 : では、会員になる人は、個人でも団体でも会議の趣旨に賛同する者であればどちらでも構わない。会員の資格としては、松阪市民はもちろんのこと、他の市民であっても松阪市に関係している人であればOKである、ということよろしいか？このことは規約に明記したほうがいい。
- 会員 : 第2条に入れれば良いのではないか。
- 会員 : 第2条に入れるのは良いと思う。「市民」について「松阪市民、それ以外でも松阪市に仕事などで関与する者」、などと定義すればいい。
- 事務局 : 松阪市に勤務している方はいいが、観光客の中でも、松阪市に興味を持って年に何度も訪れる人はどうするのかという論議が先送りされてきたので、今後検討してもらいたい。
- 会長 : 特別会員枠を設けてはどうか。もう一度事務局に検討してもらいたい。
- 会員 : 第9条、第10条で「会長」は「議長」となっているが、議長は会長とは別に必要なのではないか？会長は執行役員であり、議長は進行役であるという考えから、議長は別にしたほうがいいのではないか？
- 会員 : 環境パートナーシップ会議とは会の集まりを指すのか、それとも話し合いの場なのか、はっきりさせて欲しい。
- 会長 : 「全体会」と「本会議」の説明をしてほしい。
- 事務局 : 環境パートナーシップ会議は存続が難しいため、全国でいくつか立ち上げられたものの活動が活発化していないところもあると記憶しており、市民や町民の意識が非常に高いところでしか成功していないとも聞いている。松阪市はまだ始まったばかりで、試行錯誤で進めている状態である。この会議が波に乗るまでは朴先生にリードしていただきたいため、「会長」も「議長」も朴先生にお願いするということで、この規約になった。
- 会長 : 第9条の「本会議」は松阪市環境パートナーシップ会議のことであるので、「会長は本会議を代表する。」に留め、会長の役割として「毎回の会議の議事進行を行う」等を明記してはどうか。全体会は第10条5項を決定する場であるが、その議事進行はどうするのか、そのあたりの文言整理をすれば、役員の役割が自ずと見えてくるのでは？
- 会員 : 会長は本会議の顔である、ということが大事である。第9条から「議長」を省き、第10条に全体会の議長を誰がやるのか記せばどうか。
- 会員 : 第11条3項の「大会」とは何か？
- 事務局 : 昨年度の収支発表や次年度の事業予定発表をする場、と考えている。

- 会長 : それは全体会のことではないのか？
- 会員 : 第 9 条の「会議の議長」が全ての会議の議長を指すのであれば、省いてしまうのはまずいのではないか？
- 会員 : 運営委員会の議長が会長ならば、第 9 条はそのままにすべきである。
- 会員 : 第 12 条 5 項にあるような型にすればいいのではないか？
- 会長 : 会長は環境パートナーシップ会議の会長であり、全体会、運営委員会の会長を務めるということでどうか？第 9 条はこのまま活かし、文言整理を事務局にお願いする。
- 会員 : やたらと「会議」が出てくるが、目的や目指すべきものがわからない。こんなに必要なのか？もっと明確にわかりやすく、具体的に示して欲しい。第 10 条に「全体会は年 1 回開催」とあるが、環境パートナーシップ会議が年 1 回の開催なのか？
- 事務局 : 「会議」は前回配布した資料の P8 に説明してあるように、会員各々の立場によって役割が異なるため、取り組むプロジェクトも多種多様になり、必然的にこれだけの「会議」が必要になってくる。
- 会員 : 運営委員会は全体会の下に属するのか？本会議と運営委員会の違いは何か？本会議は何にあたるのか？
- 会員 : 全体会が全てをまとめる会議だと思うが、たった年 1 回の開催で松阪市が良くなるはずがない。遅れた情報を持って話しあっても何もならない。会議の開催数を増やさないと何も変わらない。
- 会長 : 全体会が松阪市環境パートナーシップ会議そのものである、と考えて欲しい。現在は「会議」が運営・活動していないため、この資料の組織図がしっくりこないのはあたりまえである。今後活動していくことにより、多くの「会議」ができて広がってくる。規約も、実際に運営・活動してから手直ししていけば良いが、行政的には先に規約を作らないと動くことができない。今の段階で不都合なものや抜けていること、整合性があわないものなどを検討してもらいたい。この規約は育てていくものなので、その都度現状に合わせて見直していけば良い。いつまでも規約の訂正だけでは、なかなか先に進まない。
- 会員 : 運営委員会が全てを決めるのであれば、第 13 条 4 項は「全体会」ではなく、「運営委員会」ではないのか？
- 事務局 : プロジェクト会議での提案を検討するのが運営委員会であり、決して上から下へ押し付けるわけではない。

- 会員 : 先ほどから全体会は年 1 回開催と言っているが、第 10 条に臨時に開催すると明記してあるので、最低 1 回開催という意味ではないのか。また、運営委員の 6 名は誰なのか？その役割を詳しく示してほしい。
- 事務局 : 市民部会、市民団体部会、事業者部会の各部会長・副部会長の計 6 名が運営委員となる。
- 会員 : この人数なら運営委員会を設ける必要は無いと思う。本会議は総会に位置するのではないか？この環境パートナーシップ会議のイメージするところを教えて欲しい。本会議メンバーの増員を考えているのか？
- 会員 : この規約は解釈の仕方で異なる。誰が見ても理解できるように、再度事務局で見直してもらいたい。
- 会員 : 全体会で一つテーマを決めれば、それに向けて進んでいくのでは？
- 事務局 : 出来るものであれば、テーマは一つにこだわらない。
- 会員 : やはり誰が読んでも誤解の無いよう、わかりやすい規約にするべき。
- 会員 : 運営委員会は企画・実行の要になるのだから、やる気のある人を入れないとだめになる。実際に活動するプロジェクトのリーダーに運営委員になってもらわないと進まない。6 名に規定すると、プロジェクトが増えた場合難しいのでは？もう少し具体案を議論してもらいたい。
- 会員 : 規約は大事だと思うが、とりあえず出来る事から活動を始めて、横の輪を広げていけばいいのではないか。その時々で不都合が生じれば、直していけばいいと思う。まずは、一日でも早く始めることが大事では？
- 会長 : もう一度事務局に検討してもらおう。

4. 今後の進め方・その他

※事務局より説明

- CO2 削減／ライトダウンキャンペーンについて
- 環境フェア & フォーラムについて
- 緑のカーテンを作りましょう

会長 : ライトダウンキャンペーンについて、呼びかけは行っていくのか？

事務局 : 市役所はもちろん行すが、公害防止協定の事業所へ参加のお願い通知を、市民には広報・ホームページ等で呼びかけを行う。

会長 : 緑のカーテンの苗は市役所でもらえるのか？コンテストとかはあるのか？

- 事務局 : 現在、ゴーヤと朝顔の苗を育生中であり、数に限りはあるが市民に配布するつもりでいる。カーテンはホームページに掲載予定。
- 会長 : 環境フェアはベルファームを借りられるのか？
- 会員 : 協力するので、具体案を早い時期に示して欲しい。
- 会員 : 会員の皆さんにも意見を願います。

※三重県地球温暖化対策室 花井氏による「みえ・まるごとエコ生活」について説明。

- 会員 : 環境フェアなどの環境パートナーシップ会議に対する行政の考えを聞かせて欲しい。
- 事務局 : ライトダウンキャンペーンや緑のカーテンは行政が主導で行い、皆さんには協力を呼びかけるという考えでいるが、環境フェアは皆さんの協働のもとで進めていきたい。
- 会長 : 時間の都合上、環境フェアはこちらで企画するが、環境パートナーシップ会議として開催できればと思う。
- 会員 : ライトダウンや緑のカーテンを、環境パートナーシップ会議で行うのかはっきりして欲しい。会員がPRし、苗の配布を手伝うのか？ライトダウンも実行するのか？
- 事務局 : 本来ならばお願いしたいが、まだ実際に環境パートナーシップ会議が活動していないため、会員の皆さんに取り組んでもらう時期ではないと考えている。ただ、積極的に取り組んでいただけるのであればお願いしたい。
- 会長 : 緑のカーテンについては個人でも取り組めると思う。
- 会員 : 規約ができなければ動けないのであるならば、この3つの取組は紹介だけになるのではないのか？
- 会長 : 事務局は、苗の配布に会員が参加できるか確認して、参加可能な会員にお願いするようにする。ライトダウンは呼びかけなのか、協力なのか？
- 事務局 : 7月7日20時～22時に協力をお願いし、啓発していく。会員の方や事業所へは検討中である。
- 会長 : 環境パートナーシップ会議の名で何か活動するのか？
- 事務局 : それも含め検討中。
- 会員 : マックスバリュは当日消灯する予定だが、報告義務はあるのか？
- 事務局 : アンケート方式で報告してもらい、結果をホームページに掲載することを検討している。

- 会長 : 環境パートナーシップ会議での活動が難しいのであれば、個人で呼びかけを行い、取組結果を報告してもらえればいいと思う。
- 会員 : 環境フェアだが、循環型社会をテーマに行うのはどうか？
- 会長 : 良い意見なので、検討する。
- 会員 : 苗を配布する時に、是非とも会員が参加できるようにしてほしい。
- 事務局 : まだ詳しいことが説明できないので、当日の詳細がわかり次第連絡するが、協力をお願いする。しかし、環境課としての配布としているので、環境パートナーシップ会議の名前が出ないことはご了承いただきたい。
- 会長 : 今回は事務局への宿題が多く出たが、出来るだけ早く次回が開催されることを期待し、今日はこの辺で終わります。